

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 教育委員会

ページ

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】

2

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4の7の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の9の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。
(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の8の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の8の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。

付 則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。